

福井県屋外広告物条例第2条および第8条第4項に規定する地域および範囲（令和4年福井県告示第388号） 新旧対照表

新 告 示 案	現 行（令和4年福井県告示第67号）
<p>福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号。以下「条例」という。）第2条第1項および福井県屋外広告物条例施行規則（昭和39年福井県規則第54号。以下「規則」という。）別表第1に規定する地域および場所ならびに規則別表第2および別表第3に規定する視点場、展望することができる地域および重要交差点を定めたので、次のとおり公告し、<u>令和6年3月16日から施行する</u></p> <p>なお、福井県屋外広告物条例および福井県屋外広告物条例施行規則の規定により知事が定める地域等（<u>令和4年福井県告示第388号</u>）は、<u>令和6年3月15日をもって廃止する。</u></p> <p>略</p> <p>12 条例第2条第1項第18号および規則別表第1の1の表の規定に基づき、知事が第3種禁止地域として定める地域</p> <p>次の線路およびこれに接続する地域で、線路（トンネル区間を除く）の両側500メートルの範囲とする。ただし、商業地域等は除く。</p> <p>(1) 北陸新幹線の全区間（福井市の区域を除く。別図34のとおり）。</p>	<p>福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号。以下「条例」という。）第2条第1項および福井県屋外広告物条例施行規則（昭和39年福井県規則第54号。以下「規則」という。）別表第1に規定する地域および場所ならびに規則別表第2および別表第3に規定する視点場、展望することができる地域および重要交差点を定めたので、次のとおり公告し、令和4年10月1日から施行する</p> <p>なお、福井県屋外広告物条例および福井県屋外広告物条例施行規則の規定により知事が定める地域等（平成31年福井県告示第67号）は、令和4年9月30日をもって廃止する。</p> <p>略</p> <p>12 条例第2条第1項第18号および規則別表第1の1の表の規定に基づき、知事が第3種禁止地域として定める地域</p> <p>全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第9条第1項の規定により国土交通大臣が認可した工事实施計画に示す線路（トンネルとして整備が予定されている区間は除く。）の中心線から両側500メートルの範囲とする。ただし、福井市および商業地域等は除く（別図34のとおり）。</p>